

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

第5章 環境への負荷の低減に関する措置

第4節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第1款 自動車公害対策の推進

（総合的な施策の推進）

第103条 市は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する公害を防止するため、公共交通機関の整備及び利用の促進、低公害車の普及その他の総合的な施策（以下「自動車公害対策」という。）の推進に努めなければならない。

（自動車公害対策への協力）

第104条 自動車の製造、販売、整備等を業とする者及び自動車の所有者又は使用者は、市が実施する自動車公害対策に協力しなければならない。

第2款 自動車公害対策推進協議会

（自動車公害対策推進協議会の設置）

第105条 自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、名古屋市自動車公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事務）

第106条 協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関し、関係機関、関係団体等相互の間における緊密な連絡協議を図るものとする。

（委任）

第107条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。